

本翻訳はロシアNIS貿易会監修による仮訳である。
本法は情報システム"PARAGRAPH"(https://online.zakon.kz/Document/?doc_id=33689356)より
ダウンロードした露文資料に基づく。

カザフスタン共和国法 カザフスタン共和国におけるデジタル資産について

第1章 総則	1
第1条 本法で使用する基本概念	1
第2条 カザフスタン共和国のデジタル資産関連法令	2
第3条 デジタル資産領域の社会関係に対する国家規制の目的と原則	2
第4条 管轄国家機関の権限	3
第2章 担保保証付デジタル資産	3
第5条 担保保証付デジタル資産に対する要件	3
第6条 担保保証付デジタル資産の発行および流通	4
第7条 担保保証付デジタル資産発行決定	4
第3章 デジタルマイニング	5
第8条 デジタルマイニング事業	5
第9条 デジタルマイニング事業ライセンスの交付	5
第10条 デジタルマイニングプールの事業	5
第11条 デジタル資産取引所	6
第12条 デジタル資産領域における国家監督	6
第4章 最終規定および移行規定	6
第13条 デジタル資産領域におけるカザフスタン共和国の法令への違反に対する責任	6
第14条 本法の発効手順	7

第1章 総則

第1条 本法で使用する基本概念

本法では以下の基本概念を使用する。

- 1) 担保保証付デジタル資産—担保保証付デジタル資産の保管および交換に係るデジタルプラットフォームを用いて登録されたデジタル資産であって、金銭および有価証券を除く有形および知的なサービスおよび資産に対する権利を証明するデジタル資産、
- 2) 担保保証付デジタル資産の保管および交換に係るデジタルプラットフォーム—特定の情報交流を実現し、個々の機能タスクの解決を目的とし、情報交換の機会を提供する分散データプラットフォームを基盤として構築された情報通信技術の総体、
- 3) 無担保デジタル資産—ブロックチェーンにおけるコンセンサス維持への参加に対する報酬として情報システム上で取得されたデジタル資産であって、デジタル資産取引所におけるデジ

- タル形式での取引が可能な何者かの金銭的債務を表していないデジタル資産、
- 4) デジタル資産—暗号化ツールおよびコンピューター演算を使用したものを含むデジタルコードの付与により電子・デジタル形式で構築され、分散データプラットフォーム技術を基盤として登録され、情報の永続性が保証されている資産、
 - 5) デジタル資産取引所—電子資産の取引、発行、流通、保管に対する組織的かつ技術的なサポートを遂行するデジタルプラットフォーム、
 - 6) デジタル資産領域管轄機関（以下、「管轄機関」）—デジタル資産領域におけるガバナンスおよび部門間調整を遂行する中央執行機関、
 - 7) デジタルマイナー—デジタルマイニング事業を遂行するカザフスタン共和国の個人事業主または法人、
 - 8) デジタルマイニング—所定の暗号アルゴリズムおよびデータ処理アルゴリズムに則りコンピューターを使用して実施する演算処理プロセスであって、ブロックチェーンを用いてデータブロックの完全性を検証するプロセス、
 - 9) デジタルマイニングデータ処理センター—デジタルマイニング用ハード・ソフトウェアと、居住区域の域外に位置する作業用建物からなる情報通信インフラ施設であって、カザフスタン共和国法「電力について」に従い電力を使用するインフラ施設、
 - 10) デジタルマイニングプール—カザフスタン共和国のデジタル資産関連法令に従い認定を受けた法人であって、デジタルマイナーのデジタルマイニング用ハード・ソフトウェア統合サービスの提供、複数のデジタルマイナーの協業の結果取得されたデジタル資産のデジタルマイナー間における分配を遂行する法人。

第2条 カザフスタン共和国のデジタル資産関連法令

1. カザフスタン共和国のデジタル資産関連法令は、カザフスタン共和国憲法、カザフスタン共和国憲法「アスタナ国際金融センターについて」に基づくものであり、本法およびカザフスタン共和国のその他の法規文書から成るものである。
2. カザフスタン共和国が批准している国際条約によって本法の規則とは異なる規則が定められている場合には、国際条約の規則を適用する。

第3条 デジタル資産領域の社会関係に対する国家規制の目的と原則

1. デジタル資産領域における国家規制の目的は、カザフスタン共和国の経済発展と競争力を目的とした、カザフスタン共和国におけるデジタル資産の発行および取引、デジタルマイニングに係る事業の発展である。
2. デジタル資産領域における国家規制は、以下の原則に基づくものである。
 - 1) 合法性、
 - 2) 自然人の権利、自由および法的利益、ならびに法人の権利および法的利益の順守。
 - 3) デジタル資産領域における事業への参加に係る自然人および法人の権利の平等、事業成果の利用、
 - 4) カザフスタン共和国法に従いアクセスが制限されていない任意の電子情報リソースの検索、作成、送受信の自由、

- 5) デジタル資産の利用、発行、およびデジタルマイニングにあたっての、個人、社会、国家の安全の確保、
- 6) デジタル資産の発行、利用、デジタルマイニング、ならびに公正な競争のための諸条件の構築。

第4条 管轄国家機関の権限

1. 管轄機関は、
 - 1) デジタル資産領域における国家政策の実現を確保する。
 - 2) デジタル資産領域における部門間調整を遂行する。
 - 3) デジタルマイニング事業遂行ライセンスを交付する。
 - 4) 税およびその他の国庫への義務的納付の徴収確保領域におけるガバナンスを遂行する管轄機関との調整合意に基づき、課税を目的としたデジタルマイナーおよびデジタルマイニングプールの収入に関する情報の提示規則を承認する。
 - 5) デジタルマイニングプール認定規則を承認する。
 - 6) 許可・通知領域における管轄機関との調整合意に基づき、デジタルマイニング事業へのライセンス交付規則を承認する。
 - 7) デジタルマイニングプールの認定を実施する。
 - 8) カザフスタン共和国領内において認められている担保保証付デジタル資産の種類のリストを承認する。
 - 9) デジタル資産領域における国家監督を遂行する。
 - 10) 担保保証付デジタル資産発行业者遂行者の国家登録簿を備え付ける。
 - 11) デジタルマイニング用ハード・ソフトウェア登録簿を備え付ける。
 - 12) デジタルマイニング用ハード・ソフトウェア登録簿の記録・備え付け規則を承認する。
 - 13) 担保保証付デジタル資産発行決定作成規則を承認する。
 - 14) 担保保証付デジタル資産の発行および流通に対する許可を交付する。
 - 15) 本法、カザフスタン共和国法、カザフスタン共和国大統領およびカザフスタン共和国政府の文書に定めのあるその他の権限を遂行する。
2. 電力分野におけるガバナンスを遂行する国家機関は、
 - 1) 電力網へのデジタルマイナーの接続に対する要件を、カザフスタン共和国法「電力について」に従い決定する。
 - 2) デジタルマイナーに対する電力割当枠決定機構を承認する。
 - 3) 本法、カザフスタン共和国法、カザフスタン共和国大統領およびカザフスタン共和国政府の文書に定めのあるその他の権限を遂行する。

第2章 担保保証付デジタル資産

第5条 担保保証付デジタル資産に対する要件

1. 担保保証付デジタル資産は以下の要件に適合していなければならない。
 - 1) 金銭および有価証券を除く有形および知的なサービスおよび資産に対する権利を証明する、
 - 2) 担保保証付デジタル資産発行決定を有している。

- 3) 会計処理単位、法的支払手段ではない。
 - 4) 金融商品または金融資産とは認められていない。
 - 5) 担保保証付デジタル資産発行者に関するデータを含んでいる。
 - 6) 担保保証付デジタル資産として生成される以前の資産に対する財産権および(または)知的財産権の証明を有している。
 - 7) ブロックチェーンネットワーク上に、資産および(または)財産権の移動に関する記録を有している。
2. 本条第1項に記載されている要件に適合しないデジタル資産は、担保保証付デジタル資産に該当しない。

第6条 担保保証付デジタル資産の発行および流通

1. 担保保証付デジタル資産の発行および流通を遂行する者とは、担保保証付デジタル資産の保管および交換に係るデジタルプラットフォームの運営を遂行し、担保保証付デジタル資産の発行および流通に対する許可を有しているカザフスタン共和国の個人事業主、法人である。
2. 担保保証付デジタル資産の発行および流通に係る事業の遂行に対する許可は、デジタル資産領域管轄機関がカザフスタン共和国法「許可および通知について」に従いこれを交付する。
3. 担保保証付デジタル資産の発行および流通を遂行する者は、カザフスタン共和国法「犯罪的手法により取得された収入の合法化(洗浄)およびテロリズムへの資金提供への抵抗について」に則った財務モニタリングの対象となる。
4. 担保保証付デジタル資産の発行および流通を遂行する者は、担保保証付デジタル資産の購入、保有、および取引の遂行に伴うリスクについて、自然人および法人に通知する義務を負う。
5. 担保保証付デジタル資産の発行を開始する者とは、財産の所有者、または担保保証付デジタル資産によって証明される権利を所有する者である。
6. 担保保証付デジタル資産によって証明される権利は、特定の者に対するデジタル資産の譲渡に関する記録が担保保証付デジタル資産の保管および交換に係るデジタルプラットフォーム上に掲載された時点より発生する。
7. 発行される担保保証付デジタル資産が証明する権利の種類と規模は、担保保証付デジタル資産発行決定によって定められる。
8. 担保保証付デジタル資産の発行は、デジタル資産の発行および流通を遂行する者が担保保証付デジタル資産の保管および交換に係るデジタルプラットフォーム上に記録を掲載する方法で遂行するが、ただしこれは、その担保の存在の検証後のみとする。

第7条 担保保証付デジタル資産発行決定

1. 担保保証付デジタル資産発行決定は、担保保証付デジタル資産の発行および流通を遂行する者のインターネットリソース上で公表するものとし、しかるべき担保保証付デジタル資産発行決定に基づき発行された担保保証付デジタル資産の保有者すべてに対する担保保証付デジタル資産の発行を開始した者の義務が完全に履行されるまで公開されていなければならない。
2. 担保保証付デジタル資産発行決定作成規則は、管轄機関がこれを承認する。

第3章 デジタルマイニング

第8条 デジタルマイニング事業

1. デジタルマイニング事業は、デジタルマイナーがデジタルマイニングデータ処理センターを使用し、デジタルマイニングプールを介して遂行する。
2. デジタルマイナーは、デジタルマイニング事業遂行ライセンスに従い自らの事業を遂行する。
3. デジタルマイニングの結果発生した無担保デジタル資産の所有者はデジタルマイナーである。
第8条第4項は2024年1月1日より発効するものであるが、ただし、2024年1月1日から2024年12月31日まで同項は本法第14条の文言において施行される。
4. カザフスタン共和国領内におけるデジタルマイニングの結果取得されたデジタル資産を売却する場合、当該のデジタル資産は、課税を目的としたデジタルマイナーおよびデジタルマイニングプールの収入に関する情報の提示規則に従い、75%以上の額において、アスタナ国際金融センターのライセンスを保有するデジタル資産取引所を介する強制売買の対象となる。
5. カザフスタン共和国領内におけるデジタルマイニング事業の遂行はカザフスタン共和国の個人事業主、法人に対し許可されるものであり、無担保デジタル資産の発行および流通には該当しない。
6. デジタルマイニング事業に該当しない他の事業の遂行、ならびに法人の定款資本または株式への参加比率の取得、非営利組織の創設およびその事業への参加はこれを禁止するが、ただし、カザフスタン共和国の自主規制機関および国家企業家会議所への加盟はこの限りではない。

第9条 デジタルマイニング事業ライセンスの交付

1. デジタルマイニング事業は、3年を期限として申請者に交付されるデジタルマイニング事業遂行ライセンスに基づきこれを遂行する。
2. デジタルマイニング事業遂行ライセンスは以下のサブタイプをもって発行する。
サブタイプI：所有権またはその他の法的根拠に基づきデジタルマイニングデータ処理センターを所有するデジタルマイナーに対して
サブタイプII：所有権またはその他の法的根拠に基づきデジタルマイニングデータ処理センターを所有しておらず、デジタルマイニングデータ処理センターに設置され、所有権に基づき自らが所有するデジタルマイニング用ハード・ソフトウェアを用いてデジタルマイニングを遂行するデジタルマイナーに対して
3. デジタルマイニング事業遂行ライセンスは、カザフスタン共和国の法令の要件およびデジタルマイニング事業ライセンス交付規則に従いこれを交付する。
4. ライセンス手数料の額、計算・納付方法は、カザフスタン共和国法典「税およびその他の国庫への義務的納付について」（税法典）によって定められている。

第10条 デジタルマイニングプールの事業

1. デジタルマイニングプールの認定は、認定の結果、デジタルマイニングプールの事業がカザフスタン共和国の法令に定めのある要件に適合していることの公認を同プールが取得する手続きである。デジタルマイニングプールの認定は、その自己資金をもって遂行する。
2. デジタルマイニングプールの認定の必須条件は以下の通りである。

- 1) デジタルマイニングプールのハード・ソフトウェアの、カザフスタン共和国領内における物理的所在
 - 2) 情報安全保障要件への適合性に関する肯定的な試験結果が添えられた検査証明書が存在
 - 3) デジタルマイニングプール認定規則に定めのあるその他の要件への適合性
3. デジタルマイニングプールは管轄機関、ならびに税およびその他の国庫への義務的納付の徴収確保領域における管轄機関に対し、課税を目的としたデジタルマイナーおよびデジタルマイニングプールの収入に関する情報の提示規則に従い情報を提示する
 4. デジタルマイナーの事業の結果取得されたデジタル資産の、デジタルマイニングプールによるデジタルマイナー間における分配は、デジタル資産の発行および取引には該当しない。

第11条 デジタル資産取引所

1. デジタル資産取引所に対する要件、およびアスタナ国際金融センターにおけるそのライセンス交付規定は、アスタナ国際金融センターの文書によって定められる。
2. カザフスタン共和国の第2層銀行はカザフスタン共和国の法令に従い、デジタル資産取引所、およびしかるべきデジタル資産関連事業遂行ライセンスを保有するアスタナ国際金融センターの参加者に対し銀行口座を開設する。
3. デジタル資産取引所は、無担保デジタル資産の購入、保有、および取引の遂行に伴うリスクについて、自然人および法人に通知する義務を負う。
4. カザフスタン共和国領内では、無担保デジタル資産は金融商品または金融資産とは認識されないが、ただし、カザフスタン共和国法に定めのある場合はこの限りではない。
5. カザフスタン共和国領内では、無担保デジタル資産の発行および取引、ならびに無担保デジタル資産に係るデジタル資産取引所の事業は禁止されているが、ただし、アスタナ国際金融センターの領内においてはこの限りではない。
6. 本条第2項に記載されているデジタル資産取引所および主体とカザフスタン共和国の第2層銀行との相互協力に係る規定および機構は、カザフスタン共和国国立銀行、金融市場・金融機関に対する規制、監督および監査に係る管轄機関との調整合意に基づき、アスタナ国際金融センターの文書によって定められる。
7. デジタル資産取引所のリスト、および報告書提出に係る期限および規定は、カザフスタン共和国国立銀行との調整合意に基づき、アスタナ国際金融センターの文書によって定められる。

第12条 デジタル資産領域における国家監督

デジタル資産領域における国家監督は、カザフスタン共和国企業法典に従い、検査および予防的監督の形式で実施する。

第4章 最終規定および移行規定

第13条 デジタル資産領域におけるカザフスタン共和国の法令への違反に対する責任

カザフスタン共和国のデジタル資産関連法令への違反は、カザフスタン共和国法に定めのある責任が伴う。

参照：デジタル資産領域を用いた違法取引の摘発に関する方法論的助言

第14条 本法の発効手順

本法は2023年4月1日より発効するものであるが、ただし、第8条第4項は2024年1月1日より発効するものとし、2024年1月1日から2025年1月1日までは同項を下記の文言とする：

「4. カザフスタン共和国領内におけるデジタルマイニングの結果取得されたデジタル資産を売却する場合、当該のデジタル資産は、課税を目的としたデジタルマイナーおよびデジタルマイニングプールの収入に関する情報の提示規則に従い、50%以上の額において、アスタナ国際金融センターのライセンスを保有するデジタル資産取引所を介する強制売買の対象となる」

カザフスタン共和国
大統領

K. トカエフ

アスタナ、大統領官邸、2023年2月6日
第193-VII ZRK